

香美町地域防災計画

令和6年3月修正
香美町防災会議

風水害等対策編

風水害等対策編

目次

第1部 総則

第1章 総則	風水－ 1
第1節 計画の目的	風水－ 1
第2節 計画の基本的な考え方	風水－ 1
第3節 計画の構成及び内容	風水－ 2
第4節 計画の運用	風水－ 2
第5節 防災対策基本方針	風水－ 3
第6節 防災機関等の役割	風水－ 4
第2章 香美町の特性と既往の風水害等	風水－ 15
第1節 自然条件の特性	風水－ 15
第2節 社会的条件	風水－ 16
第3節 風水害の特性と被害の特徴	風水－ 17

第2部 災害予防計画

第1章 災害応急対策への備えの充実	風水－ 20
第1節 組織体制の整備	風水－ 20
第2節 災害対策拠点の整備・運用	風水－ 24
第3節 情報収集・伝達体制の強化	風水－ 24
第4節 防災拠点の整備	風水－ 25
第5節 火災予防対策の推進	風水－ 26
第6節 避難対策の充実	風水－ 27
第7節 救援体制の整備	風水－ 31
第1款 災害医療体制の整備	風水－ 31
第2款 備蓄体制等の整備	風水－ 32
第3款 住宅対策の充実	風水－ 35
第4款 ボランティアとの連携体制の整備	風水－ 35
第8節 要配慮者支援対策の強化	風水－ 36
第9節 災害廃棄物処理体制の整備	風水－ 38
第10節 土砂災害対策の充実	風水－ 39

第2章 地域防災基盤の整備	風水－ 40
第1節 防災基盤・施設等の整備	風水－ 40
第2節 水害の防止施設等の整備	風水－ 40
第1款 河川施設の整備	風水－ 40
第2款 漁港・港湾・海岸の防災施設の整備	風水－ 41
第3款 ため池施設の整備	風水－ 41
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	風水－ 41
第1款 砂防・地すべり・治山・急傾斜地崩壊対策施設の整備	風水－ 41
第2款 土地改良施設の整備	風水－ 41
第3款 土地造成の規制	風水－ 41
第4節 交通関係施設の整備	風水－ 42
第1款 道路施設の整備	風水－ 42
第2款 鉄道施設の整備	風水－ 43
第3款 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定	風水－ 43
第4款 漁港・港湾施設の整備	風水－ 43
第5節 ライフライン関係施設の整備	風水－ 43
第1款 電力施設の整備等	風水－ 43
第2款 LPガス施設の整備等	風水－ 44
第3款 電気通信施設の整備等	風水－ 44
第4款 水道施設の整備等	風水－ 48
第5款 下水道施設の整備等	風水－ 49
第3章 地域防災・減災力の向上	風水－ 50
第1節 防災・減災に関する学習等の充実	風水－ 50
第2節 自主防災体制の整備	風水－ 53
第3節 企業等の地域防災活動への参画促進	風水－ 54
第4節 防災に関する調査研究	風水－ 56
第4章 その他の災害予防対策の推進	風水－ 57
第1節 大規模火災の予防対策の推進	風水－ 57
第2節 雪害の予防対策の推進	風水－ 57
第3節 危険物等の事故の予防対策の推進	風水－ 58
第1款 危険物施設の保安対策の実施	風水－ 58
第2款 高圧ガス施設の保安対策の実施	風水－ 59
第3款 毒物・劇物の保安対策の実施	風水－ 59
第4款 放射性物質の保安対策の実施	風水－ 59
第4節 海上災害予防対策の推進	風水－ 60

第3部 災害応急対策計画

第1章 迅速な災害応急活動体制の確立	風水	61
第1節 活動体制の確立	風水	61
第2節 組織の設置	風水	63
第3節 配備、動員	風水	70
第4節 情報の収集・伝達	風水	73
第1款 通信手段の確保	風水	73
第2款 気象情報等の収集・伝達	風水	74
第3款 災害情報の収集・報告	風水	77
第4款 被災情報の収集・伝達	風水	79
第5款 被災者支援のための情報の収集・活用	風水	79
第5節 防災関係機関との連携促進	風水	81
第1款 自衛隊への派遣要請	風水	81
第2款 関係機関との連携	風水	83
第6節 災害救助法の適用	風水	85
第2章 円滑な災害応急活動の展開	風水	88
第1節 水防活動の実施	風水	88
第2節 救助・救急、医療対策の実施	風水	89
第3節 交通・輸送対策の実施	風水	92
第4節 緊急輸送対策の実施	風水	95
第5節 避難対策の実施	風水	97
第1款 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示	風水	97
第2款 避難所の開設・運営	風水	104
第3款 広域避難及び広域一時滞在	風水	107
第6節 住宅の確保	風水	108
第7節 食料・飲料水及び物資の供給	風水	109
第1款 食料の供給	風水	109
第2款 応急給水の実施	風水	110
第3款 物資の供給	風水	111
第8節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	風水	113
第1款 精神医療の実施	風水	113
第2款 健康対策の実施	風水	114
第3款 食品衛生対策の実施	風水	114
第4款 感染症対策の実施	風水	115
第5款 遺体の火葬等の実施	風水	116
第9節 生活救援対策の実施	風水	117
第1款 救援物資の受入れ等	風水	117
第2款 災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	風水	117
第10節 要配慮者支援対策の実施	風水	119
第11節 愛玩動物の収容対策の実施	風水	120

第12節	災害情報等の提供と相談活動の実施	風水-120
第1款	災害広報	風水-120
第2款	災害相談	風水-122
第13節	廃棄物対策の実施	風水-122
第14節	環境対策の実施	風水-126
第15節	災害ボランティアの要請・受入れ	風水-126
第16節	交通・輸送対策の実施	風水-127
第1款	鉄道施設における応急対策	風水-127
第2款	漁港・港湾施設における応急対策	風水-128
第17節	ライフラインの応急対策の実施	風水-128
第1款	電力の確保	風水-128
第2款	L P ガスの確保	風水-133
第3款	電気通信の確保	風水-133
第4款	水道の確保	風水-137
第5款	下水道の確保	風水-138
第18節	教育対策の実施	風水-140
第19節	農林水産関係対策の実施	風水-141
第20節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進	風水-142
第21節	罹災証明書の交付	風水-143
第3章	その他の災害の応急対策の推進	風水-145
第1節	大規模火災の応急対策の推進	風水-145
第2節	雪害の応急対策の推進	風水-146
第3節	危険物等の事故の応急対策の推進	風水-146
第1款	危険物事故の応急対策の実施	風水-146
第2款	高圧ガス事故の応急対策の実施	風水-148
第3款	毒物・劇物事故の応急対策の実施	風水-149
第4款	放射性物質事故の応急対策の実施	風水-149
第4節	海上事故災害応急対策の実施	風水-150
第5節	突発重大事故の応急対策の推進	風水-152
第4部	災害復旧・復興計画	
第1節	災害復旧事業の実施	風水-154
第2節	災害義援金・義援物資の取扱い	風水-158
第3節	災害復興計画の実施	風水-159
第1款	復興本部の設置	風水-159
第2款	復興計画の策定	風水-159

地震災害対策編

地震災害対策編

目次

第1部 総則

第1章 総則	地震－ 1
第1節 計画の目的	地震－ 1
第2節 計画の基本的な考え方	地震－ 1
第3節 計画の構成及び内容	地震－ 1
第4節 計画の運用	地震－ 2
第5節 防災対策基本方針	地震－ 2
第6節 防災機関等の役割	地震－ 2

第2章 香美町の特性と既往の地震災害	地震－ 3
第1節 自然条件の特性	地震－ 3
第2節 社会的条件	地震－ 3
第3節 既往地震とその被害	地震－ 3
第4節 地震被害想定	地震－ 4
第5節 津波被害想定	地震－ 9

第2部 災害予防計画

第1章 災害応急対策への備えの充実	地震－ 12
第1節 組織体制の整備	地震－ 12
第2節 災害対策拠点の整備・運用	地震－ 12
第3節 情報収集・伝達体制の強化	地震－ 12
第4節 防災拠点の整備	地震－ 12
第5節 火災予防対策の推進	地震－ 12
第6節 避難対策の充実	地震－ 12
第7節 津波災害対策の推進	地震－ 14
第8節 救援体制の整備	地震－ 16
第9節 要配慮者支援対策の強化	地震－ 16
第10節 災害廃棄物処理体制の整備	地震－ 16

第2章 地域防災基盤の整備	地震－ 17
第1節 防災都市構造の強化	地震－ 17
第2節 建築物等の耐震性の確保	地震－ 18
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	地震－ 18

第4節	交通関係施設の整備	地震	19
第1款	道路施設の整備	地震	19
第2款	橋梁施設の整備	地震	19
第3款	鉄道施設の整備	地震	19
第4款	ヘリポートの整備	地震	19
第5款	漁港・港湾施設の整備	地震	19
第5節	ライフライン関係施設の整備	地震	20
第1款	電力施設の整備等	地震	20
第2款	LPガス施設の整備等	地震	20
第3款	電気通信施設の整備等	地震	20
第4款	水道施設の整備等	地震	20
第5款	下水道施設の整備等	地震	21
第6節	危険物等の事故の予防対策の推進	地震	22
第3章	地域防災・減災力の向上	地震	23
第1節	防災・減災に関する学習等の充実	地震	23
第2節	自主防災体制の整備	地震	23
第3節	企業等の地域防災活動への参画促進	地震	23
第4節	防災に関する調査研究	地震	23
第3部	災害応急対策計画		
第1章	迅速な災害応急活動体制の確立	地震	24
第1節	活動体制の確立	地震	24
第2節	組織の設置	地震	26
第3節	配備、動員	地震	28
第4節	情報の収集・伝達	地震	29
第1款	通信手段の確保	地震	29
第2款	地震・津波情報の伝達	地震	29
第3款	災害情報の収集・報告	地震	36
第4款	被災情報の収集・伝達	地震	36
第5款	被災者支援のための情報の収集・活用	地震	36
第5節	防災関係機関との連携促進	地震	36
第1款	自衛隊への派遣要請	地震	36
第2款	関係機関との連携	地震	36
第6節	災害救助法の適用	地震	36
第2章	円滑な災害応急活動の展開	地震	37
第1節	消火活動の実施	地震	37
第2節	水防活動の実施	地震	38
第3節	救助・救急、医療対策の実施	地震	38

第4節	交通・輸送対策の実施	地震	38
第5節	緊急輸送対策の実施	地震	38
第6節	避難対策の実施	地震	38
第1款	避難指示	地震	38
第2款	避難所の開設・運営	地震	40
第3款	広域避難及び広域一時滞在	地震	43
第7節	住宅の確保	地震	43
第8節	食料・飲料水及び物資の供給	地震	43
第9節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	地震	43
第10節	生活救援対策の実施	地震	43
第11節	要配慮者支援対策の実施	地震	43
第12節	愛玩動物の収容対策の実施	地震	43
第13節	災害情報等の提供と相談活動の実施	地震	43
第14節	廃棄物対策の実施	地震	43
第15節	環境対策の実施	地震	43
第16節	災害ボランティアの要請・受入れ	地震	44
第17節	交通・輸送対策の実施	地震	44
第18節	ライフラインの応急対策の実施	地震	44
第19節	教育対策の実施	地震	44
第20節	農林水産関係対策の実施	地震	44
第21節	公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	地震	44
第22節	罹災証明書の交付	地震	46
第4部	災害復旧・復興計画		
第1節	災害復旧事業の実施	地震	47
第2節	災害義援金・義援物資の取扱い	地震	47
第3節	災害復興計画の実施	地震	47
第1款	復興本部の設置	地震	47
第2款	復興計画の策定	地震	47

資料編

